

環境先進国

吉田 浩巳

16



今日は森林の問題を中心

に報告いたします。林業に

関する産業振興と自然保護は相反するようですが、同じセクションで行っています。

ドイツでは、自然保護は林業から始まりました。森という存在は、木を取れる場所でもあるが、それ以外の機能も持っています。たとえば、土地利用法というのがあり、これにより土地

という制度とは少し違います。

ヘッセン州も森に覆われており、自然のままの原始

林が残っています、また、州の40%を森が占めており、その森の約75%を公共が所有しています。

残りは民間所有地ですが、これは昔の貴族の子孫が持っている土地がほとんどで、これらの民間所有地の森にも規制が敷かれていて、林業をしながら自然を保護していく、持続可能な経済活動というコンセプトで取り組んでいます。

また、伐採により同じ面積を確保するために植林し

たところも人工的に植林したように見せないよう工夫されています。さまざまな形で環境面でのバランスを壊さないように努力しているそうです。

森林管理局の取り組み

林業と自然保護を両立

ます。具体的な例をあげると広大な地域にわたっての伐採は許可されないことも規制の中に入っています。

ネジメントも必要で維持管理のための研究開発もこの州政府の役割のひとつです。

農薬は、害虫の問題もありますが例外的に許可されるものを除き基本的に禁止されています。

ただ、歴史的にはみると過去においては自主規制という仕組みを取っていたが、成果が上ががらなかつたという経緯から規制に踏み切ったそうですね。

(社団法人まちづくり国際交流センターリ理事長) 二毎週水曜